

災害時における応急生活物資の供給及び帰宅困難者への支援に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給及び交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者等（以下「帰宅困難者」という。）が徒歩で帰宅する際の支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡山県地域防災計画に基づき、甲が行う被災地等への物資調達及び供給等の活動並びに交通が途絶した場合において帰宅困難者が徒歩で帰宅する際の支援に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（物資の範囲）

第2条 この協定に係る物資とは、原則として食料品、日用品及び生活雑貨とし、別表に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で、乙が調達又は製造可能な物資とする。

（協力要請）

第3条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（1） 岡山県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、物資の調達が必要と認められる際の物資の供給をすること。

（2） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、地図等による道路等の情報及びラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報を提供すること。

（3） 乙の店舗において、帰宅困難者に対し、水道水、トイレ等を提供すること。

2 前項の要請は、甲から乙に対し文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

3 第1項第2号及び第3号に規定する店舗は、岡山県内にあり、かつ、同項各号の事項の全部又は一部について協力可能な店舗とする。

4 甲及び乙は、第1項に定めのない事項についても、必要に応じて相互に協力を要請することができる。

（要請に伴う措置）

第4条 乙は、前条第1項の規定により同項第1号の事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において物資の供給及び運搬に積極的に協力するものとする。

2 前項の規定による協力の範囲は、乙による物資の調達、製造、運搬及び供給のほか、連絡員として甲が設置する災害対策本部への乙による人員派遣も含むものとする。

3 乙は、前条第1項の規定により同項第2号及び第3号の事項について甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において帰宅困難者への支援を実施するものとする。ただし、同項第2号及び第3号の支援を実施しようとする場合であって、甲が乙に対し、通信の途絶により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで支援を実施することができる。

（物資の運搬及び引渡し）

第5条 第3条第1項の要請に基づく被災地への物資の運搬は、原則として乙が行うものとし、乙は、その都度甲の指定する場所で甲の指定する者へ物資を引き渡すものとする。

2 乙による被災地への物資の運搬が困難な場合は、状況に応じ物資の運搬方法及び引渡し場所等を、甲乙協議の上決定するものとする。

(実績報告)

第6条 乙は、この協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別に定める様式により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 乙が供給した物資の対価は、甲が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

2 乙が行った運搬に係る費用は、乙による通常の商品配送業務と同様とみなし、原則として乙が負担するものとする。ただし、運搬が広域にわたる等、運搬に係る費用が乙の通常の商品配送業務から著しく逸脱したと認められる場合は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

3 乙が行った人員派遣に係る費用は、甲乙協議の上、負担額を調整するものとする。

4 第3条第1項第2号及び第3号に規定する支援に要した経費は、乙が負担するものとする。
(体制の整備)

第8条 甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、物資供給及び帰宅困難者への支援に支障を来さないよう、常に点検及び改善に努めるものとする。

(市町村協定との調整)

第9条 乙が岡山県内市町村と同様の協定を締結している場合は、当該市町村との協定を優先するものとする。

(実施要領)

第10条 この協定に係る様式及び実施に係る細目等は、実施要領として別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定及び前条の実施要領に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

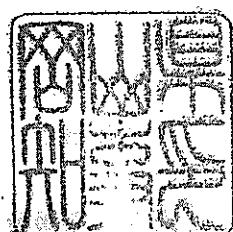
第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成19年1月17日

甲 岡山県岡山市内山下二丁目4番6号
岡山県

岡山県知事 石井正弘



乙 東京都豊島区東池袋四丁目26番10号

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 上田準二



別表（第2条に規定する物資）

物資区分	区分	品名
食料品	主食	おにぎり、弁当
	副食	缶詰、カップみそ汁、カップラーメン、レトルト食品
	飲料	水、茶
日用品及び生活雑貨	衣料等	下着類、軍手、タオル
	日用品	紙オムツ、石鹼、洗剤、ティッシュ、ライター、カッパ、生理用品、割り箸、スプーン、懐中電灯、乾電池
その他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が調達又は製造可能な物資	

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 岡山県（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）に交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者の支援のため、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行うため、必要な事項を定めるものとし、甲は、岡山県内に所在の乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下、併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーションの設置依頼における前提とする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号に掲げる支援について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
- (2) 店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 店舗は、支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、毎年 1 回 2 月 1 日までに、乙に「支援ステーション・ステッカー」の次年度の必要数（店舗に掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化分を含む。）を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条第1項各号に掲げる支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 前条の「支援ステーション・ステッカー」の作成に要する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（適用）

第8条 この協定の効力は、協定締結日後 1 年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間更新し、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項について必要がある場合又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

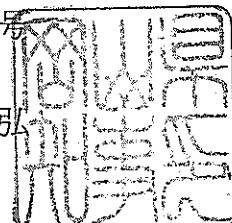
平成 19 年 1 月 17 日

甲 岡山県岡山市内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県

岡山県知事

石井 正 弘

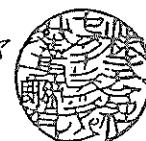


乙 東京都千代田区二番町 8 番地 8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン

代表取締役

山口 俊



災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 岡山県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）に交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者の支援のため、必要な事項を定めるものとする。

（支援ステーションの設置）

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行うため、必要な事項を定めるものとし、甲は、岡山県内に所在の乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下、併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーションの設置依頼における前提とする。

（支援の内容）

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号に掲げる支援について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
 - (2) 店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- 2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

（支援の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

（支援ステーション・ステッカーの掲出）

第5条 店舗は、支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、毎年1回2月1日までに、乙に「支援ステーション・ステッカー」の

次年度の必要数（店舗に掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化分を含む。）を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条第1項各号に掲げる支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 前条の「支援ステーション・ステッカー」の作成に要する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（適用）

第8条 この協定の効力は、協定締結日後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新し、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項について必要がある場合又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

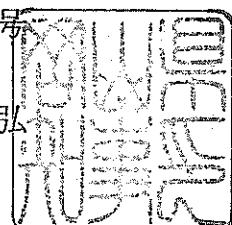
平成19年1月17日

甲 岡山県岡山市内山下二丁目4番6号

岡山県

岡山県知事

石井正弘



乙 大阪府吹田市豊津町9番1号

株式会社ローソン

代表取締役社長 新浪剛



災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 岡山県（以下「甲」という。）と株式会社ポプラ（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）に交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者の支援のため、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行うため、必要な事項を定めるものとし、甲は、岡山県内に所在の乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下、併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーションの設置依頼における前提とする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号に掲げる支援について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

- (1) 店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
 - (2) 店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- 2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。
- 3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 店舗は、支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、毎年1回2月1日までに、乙に「支援ステーション・ステッカー」の

次年度の必要数（店舗に掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化分を含む。）を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条第1項各号に掲げる支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 前条の「支援ステーション・ステッカー」の作成に要する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（適用）

第8条 この協定の効力は、協定締結日後1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに1年間更新し、以後も同様とする。

（協議）

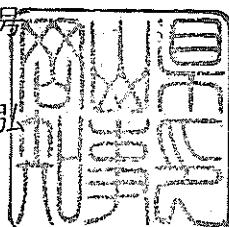
第9条 この協定に定めのない事項について必要がある場合又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成19年1月17日

甲 岡山県岡山市内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事

石井正弘



乙 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ポプラ
代表取締役社長 目黒俊治



災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

(目的)

第1条 岡山県（以下「甲」という。）と株式会社デイリーヤマザキ（以下「乙」という。）とは、地震発生時等（以下「災害時」という。）に交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者の支援のため、必要な事項を定めるものとする。

(支援ステーションの設置)

第2条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行うため、必要な事項を定めるものとし、甲は、岡山県内に所在の乙の直営店及び乙のフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下、併せて「店舗」という。）に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。
2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めるものとするが、甲は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーションの設置依頼における前提とする。

(支援の内容)

第3条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号に掲げる支援について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。
(1) 店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。
(2) 店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。
3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

(支援の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

(支援ステーション・ステッカーの掲出)

第5条 店舗は、支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するものとする。

2 甲は、毎年 1 回 2 月 1 日までに、乙に「支援ステーション・ステッカー」の次年度の必要数（店舗に掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の劣化分を含む。）を確認し、提供するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条第1項各号に掲げる支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 前条の「支援ステーション・ステッカー」の作成に要する費用は、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

（適用）

第8条 この協定の効力は、協定締結日後 1 年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、さらに 1 年間更新し、以後も同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項について必要がある場合又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各 1 通を保有する。

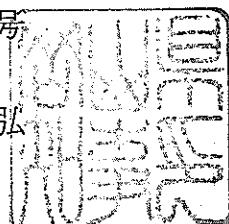
平成 19 年 1 月 17 日

甲 岡山県岡山市内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県

岡山県知事

石 井 正 弘



乙 東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号

株式会社デイリーヤマザキ

代表取締役社長 田 嶋

